

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金 交付要綱

令和6年3月27日制定
公益社団法人 全日本トラック協会

（事業趣旨）

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、都道府県トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合、その費用の一部を助成する。

（助成対象）

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

- （1）新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- （2）同位認証継続にかかる審査料・登録料
- （3）三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

（助成金の交付予算額）

第3条 助成金の交付予算額は、70,000,000円とする。

（助成額）

第4条 助成金は、事業者が本制度の認証取得に係る費用を負担した場合に、一つ星、二つ星の新規取得は3万円を上限として、三つ星の新規取得については5万円を上限として交付する。同位認証継続は2万円を上限として交付する。

2 全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

（実績報告及び助成金の請求）

第5条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第6条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成

金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第8条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

以上

(附則) (令和5年3月15日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年4月12日)

第1条 本要綱は令和5年4月12日より適用する。

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

令和6年度 「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成事業 実施要領

令和6年3月27日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

都道府県トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成する。

2. 予算額

7,000万円

3. 助成対象

事業者が負担した、本制度の認証取得にかかる以下の費用の一部

- (1) 新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
- (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

4. 助成額

上記(1) 30,000円を上限

上記(2) 20,000円を上限

上記(3) 50,000円を上限

5. 実施期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日

6. 経過措置

本事業については、前年度（令和5年度）に認証申請した分についても、助成の対象とする。

7. 留意事項

(1) 実績報告書の提出について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める実績報告書は、様式1「『働きやすい職場認証制度』

認証取得費助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月 3 日までに、全ト協に実績報告書及び「働きやすい職場認証制度助成金内訳書」（様式 2）を提出するものとする。各協会は、添付書類として、事業者から送付された、働きやすい職場認証登録証の写し、運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書の写し、本申請に係る本社・営業所一覧の写し、審査・登録にかかる領収証の写しまたは支払を証明する書類を送付すること。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和 7 年 3 月 7 日とする。

（2）助成金の支払いについて（交付要綱第 5 条、交付要綱第 6 条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第 5 条に定める期日は、毎月 3 日までとする。また、毎月 3 日までに到着したものについては原則として、同月末日までの支払いとする。

以上

◆「働きやすい職場認証制度」のR6年度（2024年度）のスケジュールについて◆

23,24年度スケジュール（予定）		2023年												2024年												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1つ星新規申請 1つ星更新申請 2つ星新規申請	①申請受付期間				★		7月18日～9月15日								★		7月1日～9月15日									
	②審査結果通知書の発行												2023年12月下旬～											2024年12月以降		
	③登録証書の発行													2024年2月以降												
	④認証事業者のHPでの公表													2024年2月以降順次												
	⑤登録証書の有効期間	発行日（2024年2月1日以降～2026年3月31日）																								
3つ星新規申請	①申請受付期間					★	9月19日～10月16日					★	4月16日～5月31日													
	②審査結果通知書の発行													2024年2月下旬から				2025年2月下旬から								
	③登録証書の発行													2024年3月以降							2025年3月以降					
	④認証事業者のHPでの公表													2024年3月以降順次							2025年3月以降					
	⑤登録証書の有効期間	発行日（2024年3月1日以降～2026年3月31日）																								

R6年度の「働きやすい職場認証制度（日本海事協会）」の申請期間は上記の通りです。
全ト協としてR6年4月1日～R7年2月28日まで助成金を受付しますが、対象事業者は基本的に**R5年度に取得・更新された事業者（具体的にはR5年7月18日～9月15日の間に申請された事業者）**の助成金となります。

◆「働きやすい職場認証制度」促進助成金の変更点について◆

	一つ星		二つ星		三つ星（新設）（※1）	
	新規	継続	新規 （上位認証含む）	継続	新規 （上位認証含む）	継続
全ト協助成金	30,000	20,000	30,000	20,000	50,000	20,000
審査料	50,000	50,000	50,000	50,000	147,000	147,000
（電子申請の場合）	30,000	15,000	30,000	30,000	127,000	127,000
（営業所追加）	+ 3,000円 × 営業所数		+ 3,000円 × 営業所数		①：+ 3,000円 × 営業所数 ②：+ 84,000円 × 2か所目以降の対 面審査対象営業所（※2）	
登録料	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
（営業所追加）	+ 5,000円 × 営業所数					
合計（最低価格）	110,000	110,000	110,000	110,000	207,000	207,000
（電子申請の場合）	90,000	75,000	90,000	90,000	187,000	187,000

※1: 対面審査委員2名の旅費実費を別途登録料と合わせ請求。但し審査員1名往復につき30,000円が上限。旅費実費は不合格でも請求。

※2: 申請対象営業所数によって、下記の数の営業所を対面審査の対象とする。なお審査対象営業所は日本海事協会が指定。

※対面審査の対象とする営業所数

申請対象営業所数	1~6	7~17	18~34	35~56	57~84	85~117	118以上
対面審査必要数	1	2	3	4	5	6	別途設定

三つ星の申請開始に伴い、助成金を設定。二つ星までと違い費用負担が大きいことから、更なる取得促進のため助成金額を50,000円にて設定。